



長野県報

9月14日(木)
平成29年
(2017年)
第2908号

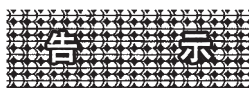
目次

告示

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(砂防課)	2
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会)	2

公告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(2件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	6
砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)	7
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課)	7
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	7
建築基準法に基づく道路の位置の指定(4件)(建築住宅課)	8
特定調達契約に係る落札者の決定(人材育成課)	8



長野県告示第441号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県木曾建設事務所及び木祖村役場に備え置きます。

平成29年9月14日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
見山	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた区域。	木祖村	藪原		289番5	1号
					289番1	2号
					308番1	3号
					311番1	4号
					320番1	5号
					322番1	6号
					261番1	7号
					246番口	8号
					260番2	9号
					273番1	10号

砂防課

長野県告示第442号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県松本建設事務所及び塩尻市役所に備え置きます。

平成29年9月14日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
折戸	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた区域。	塩尻市	贄川	折戸	1223番1	1号
					道	2号
					石嵐	3号
					石嵐	4号
					石嵐	5号
					石嵐	6号
					石嵐	7号
					折戸	8号
					折戸	9号
					折戸	10号

砂防課

選告示第38号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成29年9月14日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

35,316	35,258
320,719	320,363
105,976	105,938
66,118	65,993
46,859	46,776
20,041	19,981
28,270	28,176
13,784	13,767
19,419	19,396
11,934	11,902
18,836	18,797
9,094	9,083
18,762	18,680
8,076	8,047
6,819	6,776
21,778	21,797
18,620	18,646
39,555	39,555
21,420	21,374
8,436	8,431
27,282	27,279
7,184	7,146
22,933	22,891
17,047	16,988
8,190	8,139
6,496	6,479
9,003	8,964
6,659	6,643

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会